



# 山形県公報

平成17年7月5日(火)  
第1656号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                             |                     |
|-----------------------------|---------------------|
| 生活保護法による指定医療機関の指定.....      | (健康福祉企画課) ...745    |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....   | (同) ...746          |
| 生活保護法による指定医療機関の休止の届出.....   | (同) ... 同           |
| 生活保護法による指定医療機関の再開の届出.....   | (同) ...747          |
| 生活保護法による指定施術機関の指定.....      | (同) ... 同           |
| 生活保護法による指定施術機関の廃止の届出.....   | (同) ... 同           |
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....      | (同) ... 同           |
| 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.....   | (同) ...748          |
| 生活保護法による指定介護機関の休止の届出.....   | (同) ... 同           |
| 家畜伝染病の発生の届出.....            | (生産流通課) ...749      |
| 土地改良事業の計画変更の同意.....         | (庄内総合支庁農村計画課) ... 同 |
| 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知..... | (森林課) ... 同         |
| 公共測量の終了の通知.....             | (管理課) ...750        |
| 道路の区域の変更.....               | (村山総合支庁建設総務課) ... 同 |

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正..... 同

### 公 告

一般競争入札の公告.....(管財課) ...752  
 平成17年度山形県の特定役務(建設工事)の調達に係る競争入札の参加者の  
 資格等に関する公告.....(建設企画課) ... 同

## 告 示

山形県告示第593号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成17年7月5日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地           | 指定年月日      |
|-----------|----------------------|------------|
| 局山堂山蔦齒科医院 | 東田川郡余目町大字余目字三人谷地17番地 | 平成17. 5.16 |
| 柘植医院      | 山形市香澄町一丁目11番15号      | 同 6. 1     |

|              |                |       |
|--------------|----------------|-------|
| ゆう薬局 西高前店    | 酒田市東泉町五丁目8-4番地 | 同     |
| ほなみ調剤薬局      | 鶴岡市ほなみ町7番1号    | 同     |
| 医療法人中村循環器科医院 | 長井市栄町6番31号     | 同 6.3 |
| 内科・胃腸科高橋医院   | 天童市東本町一丁目1番32号 | 同 6.6 |

## 山形県告示第594号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成17年7月5日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定医療機関の名称      | 指定医療機関の所在地        | 廃止年月日     |
|----------------|-------------------|-----------|
| 山形市国民健康保険移動診療所 | 山形市旅籠町二丁目3番25号    | 平成17.3.31 |
| 高橋医院           | 天童市東本町一丁目1番32号    | 同         |
| 中村循環器科医院       | 長井市栄町6番31号        | 同         |
| 隠明寺医院 歯科       | 山形市旅籠町一丁目8番14号    | 同 4.15    |
| 歯科慈恵診療所        | 寒河江市本町三丁目13番2号    | 同 4.20    |
| 柘植医院           | 山形市香澄町一丁目11番15号   | 同 4.30    |
| 高揃診療所          | 天童市大字高揃南2295番地の5  | 同 5.3     |
| あかねヶ丘佐藤小児科     | 山形市あかねヶ丘二丁目10番54号 | 同 5.31    |

## 山形県告示第595号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条(第55条において準用する同法第50条)の2の規定により、指定医療機関から次のとおり休止する旨の届出があった。

平成17年7月5日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地        | 休止年月日    |
|-----------|-------------------|----------|
| 蔵王温泉クリニック | 山形市蔵王温泉字川原前903番地6 | 平成17.4.1 |
| 高田歯科医院    | 同 六日町1番3号         | 同 5.21   |

## 山形県告示第596号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条(第55条において準用する同法第50条)の2の規定により、指定医療機関から次のとおり再開する旨の届出があった。

平成17年7月5日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地   | 再開年月日      |
|-----------|--------------|------------|
| 豊浦クリニック   | 鶴岡市大字三瀬戊87番地 | 平成17. 5.10 |

## 山形県告示第597号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成17年7月5日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定施術機関の名称 | 指定施術機関の所在地  | 指定年月日      |
|-----------|-------------|------------|
| 神保接骨院     | 山形市五日町8番16号 | 平成17. 5.27 |

## 山形県告示第598号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成17年7月5日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定施術機関の名称              | 指定施術機関の所在地     | 廃止年月日      |
|------------------------|----------------|------------|
| 佐藤長太郎                  | 鶴岡市湯野浜二丁目8番18号 | 平成9. 6. 9  |
| 靖あんなま                  | 同 湯野浜一丁目22番20号 | 同 12.25    |
| 鈴木針灸指圧マッサージ            | 米沢市城西二丁目1番26号  | 平成15. 8.18 |
| 大塚はり・きゅう・あんま・マッサージ指圧療院 | 南陽市二色根33番地の2   | 平成17. 5.31 |
| 小浦治療院                  | 長井市高野町一丁目5番8号  | 同 6. 1     |

## 山形県告示第599号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成17年7月5日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定介護機関の名称         | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地        | 指定年月日      |
|-------------------|---------------|-------------------|------------|
| ふれあい鮭川指定居宅介護支援事業所 | 居宅介護支援        | 最上郡鮭川村大字京塚951番地の5 | 平成17. 5. 1 |

|                          |                                     |                           |   |      |
|--------------------------|-------------------------------------|---------------------------|---|------|
| ネットワークいとう                | 同                                   | 新庄市沖の町4番36号               | 同 | 5.13 |
| 介護老人保健施設みずばし<br>ょう       | 介護老人保健施設<br>短期入所療養介護<br>通所リハビリテーション | 東田川郡羽黒町大字後田字谷地田<br>191番4号 | 同 | 5.18 |
| ひまわり訪問介護事業所              | 訪問介護                                | 山形市伊達城二丁目10番地の2           | 同 | 5.24 |
| 株式会社コムスン山形訪問入<br>浴ケアセンター | 訪問入浴介護                              | 同 陣場二丁目11番28号             | 同 | 6.1  |
| ケアステージとこしえ山形中<br>野目      | 通所介護                                | 同 大字中野目字中野目33番地1          | 同 |      |
| ケアサポートひばり                | 居宅介護支援<br>訪問介護                      | 酒田市卸町4番地の5                | 同 |      |
| 訪問入浴ひばり                  | 訪問入浴介護                              | 同                         | 同 |      |
| 株式会社庄内メディカルサー<br>ビス      | 福祉用具貸与<br>訪問入浴介護                    | 鶴岡市錦町3番35号                | 同 |      |
| デイサービスセンターみどり            | 通所介護                                | 飽海郡平田町砂越緑町五丁目43番地         | 同 | 6.2  |
| クオリティケアサポートセン<br>ター      | 訪問介護                                | 東根市温泉町二丁目2番20号            | 同 | 6.3  |
| クオリティケアサポート渋谷            | 居宅介護支援                              | 同                         | 同 |      |
| グループホームやまゆり              | 痴呆対応型共同生<br>活介護                     | 東田川郡立川町大字狩川字小縄3番<br>3     | 同 | 6.14 |

## 山形県告示第600号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成17年7月5日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称          | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地   | 廃止年月日     |
|--------------------|---------------|--------------|-----------|
| 株式会社コムスン 山形南ケアセンター | 訪問入浴介護        | 山形市前田町16番18号 | 平成17.5.31 |

## 山形県告示第601号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成17年7月5日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称    | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地    | 休止年月日    |
|--------------|---------------|---------------|----------|
| デイサービス大山協同の家 | 通所介護          | 鶴岡市大山二丁目1番11号 | 平成17.4.1 |

山形県告示第602号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成17年7月5日

山形県知事 齋 藤 弘

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜、疑似患畜の別 | 頭数 | 発 生 場 所         | 発 生 年 月 日  |
|----------|-------|-----------|----|-----------------|------------|
| ヨ - ネ 病  | 牛     | 患 畜       | 1  | 西置賜郡白鷹町大字畔藤5523 | 平成17. 6.28 |

山形県告示第603号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり同意した。

平成17年7月5日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
羽 黒 町
- 2 同意年月日  
平成17年6月24日

山形県告示第604号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成17年7月5日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所  
東田川郡朝日村大字上名川字水上1 - 1、1 - 2
- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
  - ハ 植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所  
鶴岡市大字宮沢字秋原山1 - 1、1 - 8、1 - 9、2から21まで、字大石沢1 - 8、62、68
- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課並びに鶴岡市役所及び朝日村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第605号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成17年7月5日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公共測量を実施した地域  
山形市大字松原地域
- 2 公共測量を実施した期間  
平成16年7月26日から平成17年5月20日まで
- 3 作業の種類  
公共測量(3級基準点測量、4級基準点測量)

山形県告示第606号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年7月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成17年7月5日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東山七浦線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|---------------------------------|------|------------------|-------------|
| 山形市大字七浦字北川原263番3から<br>同 270番1まで | 旧    | 43.5メートル<br>19.4 | メートル<br>161 |
| 同 上                             | 新    | 42.0メートル<br>17.6 | 同 上         |

**選挙管理委員会関係**

告 示

山形県選挙管理委員会告示第107号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

平成17年7月5日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

- 1 病院の項の表中

|                |                  |   |
|----------------|------------------|---|
| 庄内余目病院         | 東田川郡余目町松陽一丁目1-1  | を |
| 協立リハビリテーション病院  | " 櫛引町大字上山添字神明前38 |   |
| 医療法人社団愛陽会 三川病院 | " 三川町大字横山字堤39番   |   |

|                |                    |                |
|----------------|--------------------|----------------|
| 協立リハビリテーション病院  | 東田川郡櫛引町大字上山添字神明前38 | に改め、2 老人ホームの項の |
| 医療法人社団愛陽会 三川病院 | " 三川町大字横山字堤39番     |                |
| 庄内余目病院         | " 庄内町松陽一丁目1-1      |                |

|    |           |                     |   |
|----|-----------|---------------------|---|
| 表中 | 山 水 園     | 東田川郡立川町大字狩川字笠山433-3 | を |
|    | ソ ラ - ナ   | " 余目町大字南野字北野100-2   |   |
|    | ふ じ の 花 荘 | " 藤島町藤の花一丁目18-1     |   |

|           |                   |    |
|-----------|-------------------|----|
| ふ じ の 花 荘 | 東田川郡藤島町藤の花一丁目18-1 | に、 |
|-----------|-------------------|----|

|           |                   |   |
|-----------|-------------------|---|
| か た く り 荘 | " 朝日村大字熊出字東村157-2 | を |
|-----------|-------------------|---|

|           |                   |                 |
|-----------|-------------------|-----------------|
| か た く り 荘 | " 朝日村大字熊出字東村157-2 | に改め、5 介護老人保健施設の |
| 山 水 園     | " 庄内町狩川字笠山433-3   |                 |
| ソ ラ - ナ   | " 南野字北野100-2      |                 |

|    |                |                    |   |
|----|----------------|--------------------|---|
| 項中 | あ か ね          | 東田川郡立川町大字添津字家の下97  | を |
|    | 余 目 徳 洲 苑      | " 余目町松陽一丁目1-6      |   |
|    | 介護老人保健施設みずばしょう | " 羽黒町大字後田字谷地田191-4 |   |
|    | ほ の か          | " 三川町大字押切新田字深田1    |   |

|                |                      |       |
|----------------|----------------------|-------|
| 介護老人保健施設みずばしょう | 東田川郡羽黒町大字後田字谷地田191-4 | に改める。 |
| ほ の か          | " 三川町大字押切新田字深田1      |       |
| あ か ね          | " 庄内町添津字家の下97        |       |
| 余 目 徳 洲 苑      | " 松陽一丁目1-6           |       |

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成17年7月5日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件

| 場 所                          | 日 時                      | 入 札 に 付 す る 物 件                                                   |
|------------------------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 山形市松波二丁目8番1号<br>山形県庁 1602会議室 | 平成17年7月20日(水)<br>午後1時30分 | 西置賜郡小国町大字幸町6番1、同6番2<br>宅地(実測)1,665.16平方メートル<br>(公簿)1,659.17平方メートル |

### 2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない者

### 3 契約条項を示す場所

総務部管財課

### 4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上

### 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効である。

### 6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

| 入 札 に 付 す る 物 件                                                   | 場 所                         | 日 時                      |
|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------|--------------------------|
| 西置賜郡小国町大字幸町6番1、同6番2<br>宅地(実測)1,665.16平方メートル<br>(公簿)1,659.17平方メートル | 山形市松波二丁目8番1号<br>山形県庁 603会議室 | 平成17年7月11日(月)<br>午後1時30分 |

- (2) 郵便による入札は、認めない。

- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課(電話番号023(630)2065)に問い合わせること。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される平成17年度における山形県の特定役務(建設工事に限る。)の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等は、次のとおりである。

平成17年7月5日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 調達をする特定役務の種類

土木一式工事

### 2 競争入札参加者の資格

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者であること。

なお、次のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

- イ 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ロ 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していないもの及びその者を



代理人、支配人その他の使用人として使用する者

- (イ) 契約の履行に当たり、故意に工事等を粗雑にし、又は工事等の材料の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (ロ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ハ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (ニ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (ホ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (2) 法第27条の29第1項の規定による総合評定値又は総合評定値の通知を受けていない者にあつては、改正前の法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査の結果の通知の総合評点が、次の表の左欄に掲げる建設工事の種類に応じ、同表右欄に掲げる点数以上の者であること。ただし、総合評定値又は総合評点は直近のものに限り、これらの算出に係る経営規模等審査の基準日は、3の申請書の提出日前1年7月以内であること。

| 建設工事の種類 | 総合評定値又は総合評点 |
|---------|-------------|
| 土木一式工事  | 900点        |

### 3 競争入札参加資格審査申請書の提出の時期

山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第3項に規定する競争入札参加資格審査申請書(建設工事)(以下「申請書」という。)は、随時に提出することができる。

### 4 申請の方法

#### (1) 申請書等の用紙の入手方法

申請書等の用紙は、土木部建設企画課において交付する。

#### (2) 申請書の提出方法

競争入札の参加資格を得ようとする者は、申請書に次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類を添付して、土木部建設企画課に提出すること(郵送は不可とする。)

#### イ 県内に本店を有する者

- (イ) 法第27条の29第1項の総合評定値を記載した書面(以下「総合評定値通知書」という。)又は改正前の法第27条の23第1項に規定する総合評点を記載した書面(以下「経営事項審査結果通知書」という。)の写し
- (ロ) 印鑑証明書(原本に限る。ロにおいて同じ。)
- (ハ) 営業所一覧表(規則様式第101号の2。ロにおいて同じ。)
- (ニ) 技術職員名簿(山形県公共工事契約業務連絡協議会で定める公契連選択様式(以下「公契連様式」という。)A)
- (ホ) 競争参加資格審査申請書付表(公契連様式C。ロにおいて同じ。)
- (ハ) 使用印鑑届(法務局に印鑑登録をしていない印を契約等に使用する場合添付すること。ロにおいて同じ。)
- (ト) 変更届(総合評定値通知書又は経営事項審査結果通知書の内容と現況が異なる場合添付すること。ロにおいて同じ。)

#### ロ 県外に本店を有する者

- (イ) 営業所一覧表
- (ロ) 工事経歴書(規則様式第101号の3)
- (ハ) 納税証明書
- (ニ) 総合評定値通知書又は経営事項審査結果通知書の写し
- (ホ) 印鑑証明書
- (ハ) 競争参加資格審査申請書付表
- (ト) 委任状(工事請負契約の締結等の件について本店から委任を受けている場合に添付すること。)
- (フ) 使用印鑑届
- (リ) 変更届

#### (3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書等は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を付し、又は添付すること。

## 5 資格審査及び結果の通知

(1) 競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)は、4により提出された書類により行い、当該書類を提出した者について資格を有すると認めるときは、競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載する。

(2) 資格審査の結果については、当該申請書を提出した者に通知する。

## 6 資格の有効期間及び更新手続

## (1) 競争入札参加資格の有効期間

資格者名簿に登載された日から平成19年3月31日までとする。

## (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新については、規則第125条第3項及び第5項の規定により必要に応じて申請書を提出すること。